

芝東第2地区 みんなのまちづくりについて Vol.1

川口市 都市整備部 都市整備管理課

芝東第2地区の第1回まちづくり勉強会を開催しました。

芝東第2地区（芝富士1・2丁目）まちづくり勉強会は、町会推薦者10人と公募者5人の合計15人の構成による勉強会であります。

勉強会の活動主旨は、本地区のまちづくりの課題をどう解決・改善していくか、市で考えた素案等を提示しながら、参加者の皆さんによる意見交換などを行って頂き、平成22年度末のまちづくり整備計画の作成に反映させて行きたいと考えております。

開催日程としましては、平成21年度に今回の第1回を含めて2回、平成22年度に3回行う予定であります。

第1回勉強会の概要は以下のとおりであります。

日 時：平成21年10月10日（土） 午後1時30分～

場 所：芝富士公民館 ホール

内 容：①地区の課題、密集事業について

②都市計画法第53条解除について

③道路に係る整備素案の提示

【計画全般に対する質疑応答】

Q 勉強会等の作業工程について。

A 平成22年度末に住宅市街地総合整備事業の国土交通大臣承認を得るために2年間の作業を予定しておりますが、整備計画を作成するための作業として、住民と行政との協働の勉強会と学識経験者や町会長・市議会議員代表・行政（関係部長）代表による検討会を今年度は2回、来年度は3回行う予定であります。

Q 勉強会と検討会と一緒に出来ないのか。

A 整備計画作成には、多様な視点からの意見集約を図ることが重要と考えておりますので、別組織で運営させて頂きたいと考えております。

Q 土地区画整理事業から住宅市街地総合整備事業に事業転換して直ぐに事業が出来るのか。

A 市をあげて、事業を進めていく考えであります。

Q 政権が民主党に代わって出来るのか

A 安心安全に係る防災関係の事業であるので、大丈夫だと考えております。

Q 道路の整備はどのように行うのか。

A 道路の整備は買収方式で行います。

Q 住宅市街地総合整備事業への転換は決定事項なのか。

A 防災性を重視した事業ですので、市としては進める考えではありますが、住民の皆様の概ねの方が土地区画整理事業の支持であれば再検討いたします。

Q 土地区画整理事業の想定線は無くなるのか。

A 住宅市街地総合整備事業で拡幅する道路については、土地区画整理事業の予定線を基に計画に反映させる予定です。

Q 今度のまちづくりについては真剣にやってほしい。

A 土地区画整理事業は進捗しておりませんが、住宅市街地総合整備事業は基本的に10年間を目途に行う事業でありますので、市としても早期に行えるよう考えております。但し、道路の拡幅は買収方式で行いますので、買収箇所の地権者の皆様のご協力が必要でありますので、ご理解ください。

Q 小さな建物が無作為に出来ているが許可されるのか。

A 都市計画法第53条の許可条件に適合する建物であれば建築出来ます。

Q 都市計画法第53条と第54条の違いは何か。

A 都市計画法第53条は建築計画が事業にさまたげにならない場合の許可に関する条文です。一方、都市計画法第54条は建築計画の許可に関する基準についての条文となります。

Q 土地区画整理事業の制限について（都市計画法第53条制限について）

A 土地区画整理予定区域では、都市計画法第53条による建築制限が定められています。制限の解除要件としましては、「埼玉県における土地区画整理事業を施行すべき区域の市街地整備のための指針（案）」が示されており、土地区画整理事業を施行した場合と同程度の水準が求められております。本市としては、住宅市街地総合整備事業の導入に併せて、埼玉県と協議を進めて参ります。

Q 住民の意識調査に関するアンケートはあったのか

A 今回は、アンケートの手法を取らず、直接意見を拝聴できる勉強会という手法により意識調査等を行ったものです。

Q 勉強会不参加の方からの意見集約はあるのか

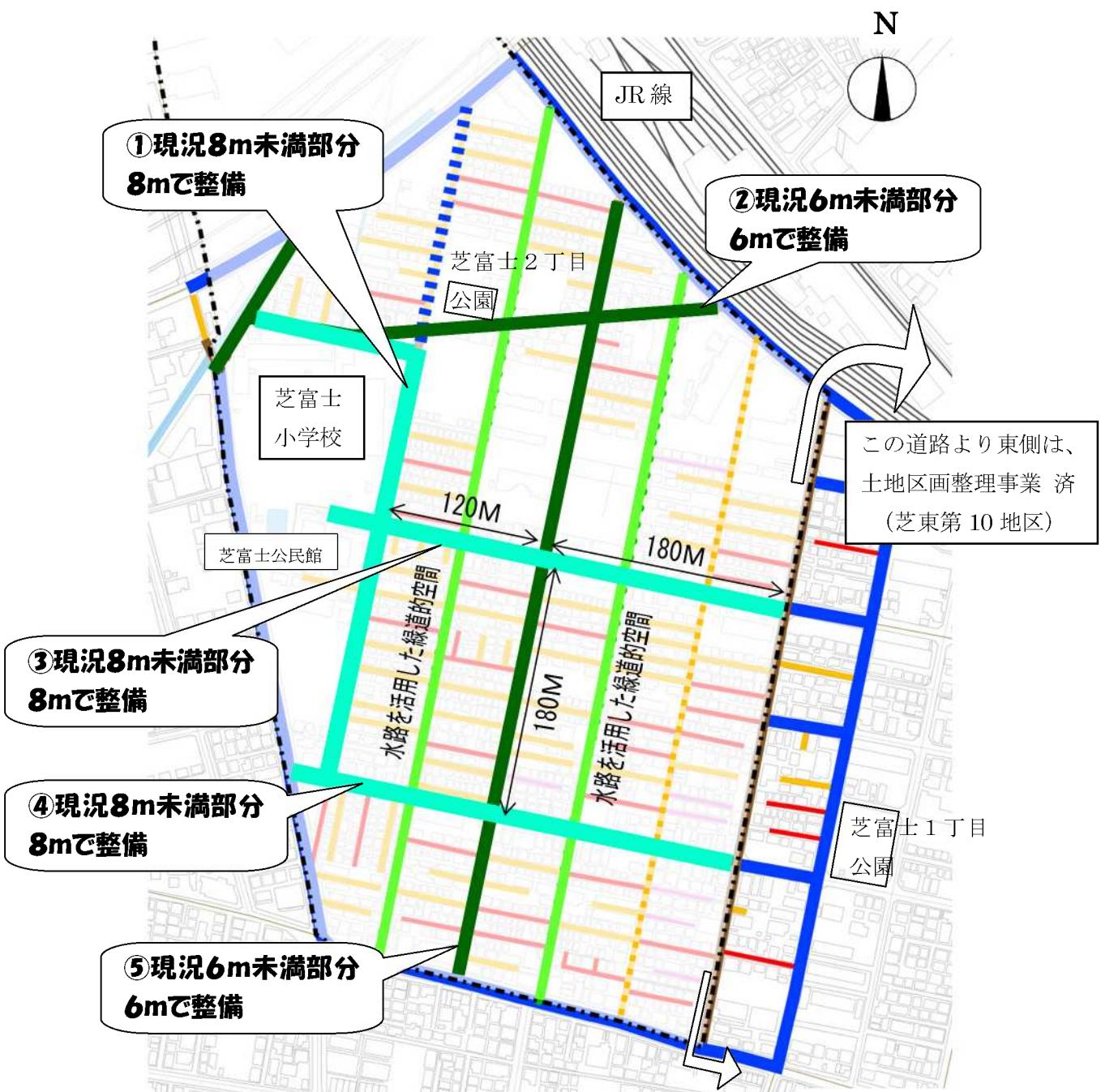
A 勉強会傍聴の方は、その場で意見書の提出をすることができます。また、電子メールや郵送等のご意見も随時受け付けており、広く意見集約を図ります。

【道路計画の素案の提示】

下記の素案を基に意見交換をしてもらいました。

素案の内容としましては、南北路線①と⑤の2路線と東西路線②から④の3路線の拡幅計画整備案です。

芝東第2地区の道路パターンの例(素案)



第1回目の勉強会では、上記の素案を基に意見交換をしてもらいました。限られた時間の中での意見交換でしたので、次回の勉強会でも引き続き道路に関する意見交換をして頂く予定です。

道路整備 凡例

- : 8 m
- : 6 m (土地区画整理事業)
- : 4 m 区域内は 8m)

【素案に対する主な意見】

- ①通学路で狭い場所がある。
- ②事故が多い場所がある。
- ③私道の通り抜けにより避難経路の確保が出来るように
- ④土地区画整理事業線に沿って建築している住宅の補償はどうなるのか
- ⑤道路内の電柱について
- ⑥消防車が通れる道の確保

【次回の日程】

日時：平成22年1月31日（日） 午後1時30分から午後4時30分

場所：芝富士公民館 1階ホール

【勉強会風景】



フリートーク中（班別）



班別発表



班別発表



班別発表

まちづくりに関するご意見、ご要望や地域の情報などお待ちしております。

問い合わせ先

川口市 都市整備部 都市整備管理課 まちづくり推進係

〒332-8601 川口市青木2-1-1

TEL:048-258-1235（直通） FAX:048-251-9083 Eメール:130.01000@city.kawaguchi.lg.jp

